

生徒心得



校訓「信愛 自立 向上」

愛媛県立松山盲学校
高等部本科保健理療科
高等部専攻科理療科

目 次

1	服装	1
2	安全	1
3	校内生活	1
4	校外生活	3
5	届けおよび許可願い	4
6	賞罰	5

1 服装

- (1) 服装規程を守り、身なりを整える。
- (2) 入学式、卒業式、各学期始業式、終業式等の式典時には、ふさわしい服装とする。

2 安全

- (1) 外出のときは、白杖を使って交通安全に努める。
- (2) 自転車通学は認めない。
- (3) 自転車、オートバイ、自動車などの運転をしない。
- (4) 不審者等に声を掛けられる等、危険を感じたときは、すぐに警察に連絡し、保護者や学校にも連絡をする。

3 校内生活

学校は学習の場である。進路を考え目標を設定して継続的に学習する。

(1) 登校・下校

ア 午前8時 20 分までに登校するよう心掛

ける。

イ 登校後、下校までの間に学校を離れるときは、担任の許可を受ける。

ウ 午後 4 時 50 分までに下校する。

それ以後、学校で活動するときは、担当教員または担任の許可を受ける。

(2) 試験

ア 不正をしない。

イ 病気等で試験を欠席するときは、速やかに医師の証明書を提出する。

(3) その他

ア 公共物を大切にし、校内美化に努める。

イ 不必要な貴重品や、多額の現金は持ってこない。やむを得ず持ってきたときは、担任に預ける。

ウ 校内での選挙運動や政治的活動については、原則禁止する。(ただし、本校の児童生徒会役員選挙に関する活動については、この限りではない。)

4 校外生活

端正な服装、言葉遣いや態度に注意する。

- (1) 外出するときは、外出先・帰宅時間・同行者等を保護者に連絡する。
- (2) 暗くなってからの単独での外出を避け、やむを得ず外出するときは、同行者と一緒に行動するよう心掛ける。
- (3) 本校の生徒として、ふさわしくない場所・施設へは立ち入らない。
- (4) 深夜徘徊（午後 10 時以降の外出）、無断外泊はしない。
- (5) 校外での選挙運動や政治的活動等に参加する場合には、事前に担任に申し出る。但し、18 歳の誕生日前日より前である者の選挙活動や下記のような恐れがある活動については、認められないので留意すること。
 - ア 違法なもの、暴力的なもの
 - イ 学業や生活に支障があるもの
 - ウ 学校教育の実施に支障があるもの
- (6) 選挙運動用のメールを他人に転送するな

ど、公共選挙法上認められない選挙運動を禁止する。

5 届けおよび許可願い

(1) 欠席するとき

欠席をするときは、保護者を通じて、担任に前もって連絡する。

当日急きょ欠席する場合には、午前 8 時 20 分までに電話等で、担任または高等部の教員に連絡する。

(2) 公欠願

学校を代表しての公式の大会・試合・発表会に参加する場合や、入試・就職活動、身体障害者手帳・療育手帳の申請・更新手続き等の場合には、公欠願を提出する。

(3) アルバイト届

アルバイトを行う者は、担任を通じて届け出る。

(4) 単独通学届

単独通学を希望する者は、単独通学届を

提出する。

(5) 部活動延長許可願

午後 4 時 50 分以降に部活動をするときは、顧問を通じて校長の許可を受ける。

(6) その他

必要な届けおよび許可願いは、提出期限を守り速やかに提出する。

6 賞罰

(1) 褒賞規程により校長が認めた場合、「校長賞」「特別賞」を与える。

(2) 問題行動のあった者は、その程度によって退学、停学、謹慎、訓戒等の処分を受ける。